

経済産業省

20201221 貿局第1号
輸出注意事項2020第41号
輸入注意事項2020第20号
経済産業省貿易経済協力局

「特定手続等に係る申請者の届出について」（平成12年3月23日付け輸出
注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号）等の一部を改正する規程を
次のとおり制定する。

令和2年12月28日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「特定手続等に係る申請者の届出について」等の一部改正について

「特定手続等に係る申請者の届出について」（平成12年3月23日付け輸出
注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号）等の一部を次のとおり改正
する。

- 1 特定手続等に係る申請者の届出について（平成12年3月23日付け輸出
注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号）の一部を次のように改正
する。

別紙の1. 中「届出者記名押印又は署名」を「届出者氏名又は名称及び代表
者の氏名」に、「記名押印又は署名の当事者」を「氏名又は名称及び代表者の
氏名」の欄に改める。

別紙参考様式①及び別紙参考様式②中「印」を削る。

- 2 電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12
年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）の
一部を次のように改正する。

3（2）（イ）中「記名押印又は署名を」を「記名を」に改める。

5（2）、6（1）及び20中「貿易審査課農水産室」を「農水産室」に、
「貿易審査課野生動植物貿易審査室」を「野生動植物貿易審査室」に改める。

14から17まで中「記名押印又は署名し」を「記名し」に改める。

別紙参考様式第1中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏
名」に改める。

- 3 電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について（平成14年11月5日付け輸出注意事項第14第44号・輸入注意事項14第45号）の一部を次のように改正する。
別表第2中「届出者名記名押印又は署名」を「届出者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- 4 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号）の一部を次のように改正する。
様式1中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- 5 特定科学施設の届出等について（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第37号・輸入注意事項2019第81号）の一部を次のように改正する。
様式1から様式3まで及び様式第6中「届出者記名押印又は署名」を「届出者名」に改め、届出者記名押印又は署名欄中「印」を削る。
様式7及び様式8中「貿易審査課」を削る。

附 則

- 1 この規程は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この規程による改正前の様式は、当分の間、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

経済産業省

20201221貿局第1号
輸出注意事項2020第42号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和2年12月28日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を次のとおり改正する。

- 1 輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）の一部を次のように改正する。
 - 1-1（2）中「申請者記名押印又は署名」を「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
 - 1-1（7）（ロ）及び（ハ）を削り、1-1（7）中「（ニ）」を「（ロ）」に改める。
 - 2-1（2）（ハ）中「輸出規則第1条4項」を「輸出規則第1条3項」に改める。
 - 2-1-1（6）を削る。
 - 2-2（2）中「貿易審査課農水産室」を「農水産室」に改める。別表第3の1-1中「「申請者記名押印又は署名」の欄」を「「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄」に、「記名押印又は署名の当事者」を「「氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄」に、「記名押印又は署名」を「記名」に改め、「Ⓜ」及び（**sign**）を削り、同表2-1中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
別表第4の別紙様式中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- 2 次に掲げる規程の規定中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

- (1) 麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について（平成22年3月15日付け輸出注意事項22第16号）
 - (2) 希少野生動植物種の個体等の輸出承認について（平成5年3月31日付け輸出注意事項5第8号）
 - (3) 関税法第69条の12第1項の認定手続が執られた貨物の輸出承認について（平成15年4月4日付け輸出注意事項15第16号）
 - (4) 核燃料物質について講じられる防護措置の確認について（昭和63年1月24日付け輸出注意事項63第14号・63資庁第13291号）
- 3 包括輸出承認取扱要領（平成26年3月14日付け輸出注意事項26第6号）の一部を次のように改正する。
- 2（4）①（イ）及び2（7）①（イ）中「申請者記名押印」を「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- 様式1中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- 様式1a、様式a及び様式aの2中「申請者名記名押印」を「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- 4 委託加工貿易契約包括承認取扱要領（平成26年4月24日付け輸出注意事項26第17号）の一部を次のように改正する。
- Ⅱ1（1）中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- Ⅱ2（1）、3及び4中「申請者名」及び「記名押印又は署名」を「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- 様式1中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- 様式2、様式a及び様式aの2中「申請者名記名押印又は署名」を「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- 5 特定有害廃棄物等の輸出承認について（平成5年12月14日付け輸出注意事項5第41号）の一部を次のように改正する。
- 3の（2）④ホ中「署名」を「記名」に改める。
- 申請理由書様式中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改め、「印」を削る。
- 6 台湾を仕向地とする特定有害廃棄物等の輸出承認について（平成18年3月27日付け輸出注意事項18第9号）の一部を次のように改正する。
- 3の（1）⑧中「署名」を「記名」に改める。
- 申請理由書様式中「氏名又は名称」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改め、「印」を削る。
- 別紙2中「申請者名記名押印又は署名」を「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- 7 特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について（平成29年7月24日付け輸出注意事項29第13号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第1から別紙様式第3中「申請者名記名押印又は署名」を「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

- 8 絶滅のおそれある野生動植物等の輸出承認について（平成23年9月1日付け輸出注意事項23第11号）の一部を次のように改正する。

別紙様式中「記名押印又は署名(Name and signature)」を「氏名又は名称及び代表者の氏名(Name / Name of the corporation and of its representative)」に、「氏名又は企業名 Name / company」を「氏名又は法人名 Name / Corporation name」に、「(氏名又は企業名) Name / company name」を「(氏名又は法人名) Name / Corporation name」に改める。

- 9 ワシントン条約決議11.12に基づくワニ皮タグの発行手続について（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第39号）の一部を次のように改正する。

様式1中「申請年月日」を「年月日」に、「申請者名」及び「代表者氏名」を「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改め、「印」を削る。

様式2中「報告年月日」を「年月日」に、「報告者名」及び「代表者氏名」を「報告者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改め、「印」を削る。

- 10 次に掲げる規程の別紙様式中「申請者名記名押印又は署名」を「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

(1) オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる物質の輸出承認について（平成9年7月1日付け輸出注意事項9第36号）

(2) 化学物質の輸出承認について（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）

- 11 絶滅のおそれある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について（昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号）の一部を次のように改正する。

Ⅲ3(3)中「貿易審査課」を削る。

別紙様式2中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

- 12 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）の一部を次のように改正する。

別紙3中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に、「記名するとともに、押印し、又は署名する」を「記名する」に改める。

参考様式1及び参考様式3中「名称及び代表者名の記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

参考様式4中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

- 13 大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第24号・平成24・

03・23貿局第1号)の一部を次のように改正する。

様式1の1.申請者の欄中「印」を削り、別紙(様式1の別紙)中「印」を削る。

様式2中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に、別記1(様式1の記載要領)の1.申請者・担当者の欄中「記載し、代表者印を押印してください」を「記載してください」に、「記載し、個人印を押印してください」を「記載してください」に改め、別記2(様式3の記載要領)1.「報告者」の欄中「記載し、代表者印を押印する。」を「記載する」に改める。

14 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について(平成24年4月2日付け輸出注意事項24第18号・平成24・03・23貿局第1号)の一部を次のように改正する。

別記1の「記名押印又は署名の当事者」を「申請の当事者」に、「代理者が記名押印又は署名をする」を「代理者が記名をする」に改め、「Ⓜ」及び「(sign)」を削る。

別記4中「記名押印又は署名を行ってください」を「氏名を記載してください」に改め、「据付者は、設置が完了した後、署名をしてください。」を削る。

別記5中「記名押印又は署名の当事者」を「氏名又は名称及び相談者の氏名」に改める。。

様式1、様式10及び様式11、様式14から様式16まで中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

様式5中「代表者の記名押印又は署名」を「代表者の氏名」に改める。

様式8中「(使用印鑑)」及び「印」を削る。

様式9中「氏名及び名称」(記名押印又は署名)を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改め、「印」を削る。

様式12中「印」を削る。

様式15中「担当者役職及び署名」を「担当者役職」に改める。

様式17中「署名者」を「記名者」に改め、「担当者署名」を「担当者名」に改める。

様式18中「印」を削る。

様式19、様式20及び様式23中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び相談者の氏名」に改める。

様式24中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

15 工作機械の位置決め精度等の申告値について(平成28年11月18日付け輸出注意事項28第30号・20161026貿局第1号)の一部を次のように改正する。

別紙1及び別紙2の申告者欄中「印」を削る。

別紙3及び別紙4の氏名欄中「印」を削る。

別紙5中「印」を削る。

16 輸出管理内部規程の届出について(平成17年2月25日付け輸出注意事項17第9号・平成17・02・23貿局第6号)の一部を次のように改正する。

様式1、様式4、様式5及び様式7中の提出者名欄中、「記名押印又は署名」

を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に、「(注2) 記名押印又は署名の当事者は、法人の場合は代表権者(代表権を委任された者を含む。)、個人の場合は本人とする。なお、代表権を委任された者が記名押印又は署名の当事者となる場合は、授権証明書【様式8】を添付すること。」を「(注2) 法人の場合は代表権者(代表権を委任された者を含む。)、個人の場合は本人とする。なお、代表権を委任された者の場合は、授権証明書【様式8】を添付すること。」に改める。

様式3中「記名押印又は署名(注2)」を「氏名又は名称及び代表者の氏名(注2)」に、「(注2) 記名押印又は署名の当事者は、法人の場合は代表権者(代表権を委任された者を含む。)、個人の場合は本人とする。なお、代表権を委任された者が記名押印又は署名の当事者となる場合は、授権証明書【様式8】を添付すること。」を「(注2) 法人の場合は代表権者(代表権を委任された者を含む。)、個人の場合は本人とする。なお、代表権を委任された者の場合は、授権証明書【様式8】を添付すること。」に改める。

様式8中「(使用印鑑)」及び「印」を削る。

17 包括許可取扱要領(平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号・平成17・02・23貿局第1号)の一部を次のように改正する

本文中「申請者記名押印又は署名」の欄を「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄に改め、「記名押印又は署名の欄には組織の」を削る。

様式第1から様式第3まで、様式第6、様式第8、様式第9、様式第11、様式第12及び様式第14から様式第17、様式第19及び様式第20まで中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

様式第7及び様式第10中「申請者」の欄を「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改め、「記名押印又は署名」の欄を削る。

様式第13中「印」を削る。

様式第18中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に、「署名」を「氏名」に改める。

18 原子力関連貨物の輸出に関する報告書の取扱いについて(平成12年3月30日付け輸出注意事項12第14号・平成12・03・16貿局第3号)の一部を次のように改正する。

別紙様式中「記名押印又は署名」を「氏名」に改める。

19 特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について(お知らせ)(平成6年3月25日付け)の一部を次のように改正する。

様式1中「印」を削り、記載要領1.の申請者・担当者の欄中「代表者名・住所を記載し、代表者印を押印してください。」を「代表者名・住所を記載してください。」に、「個人名・住所を記載し、個人印を押印してください。」を「個人名・住所を記載してください。」に改める。

20 輸入証明書及び通関証明書に関する事務処理要領(平成8年9月5日付け輸出注意事項8第16号8貿局第372号)の一部を次のように改正する。

様式1中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改め、

「平成」を削る。

附 則

- 1 この規程は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この規程による改正前の様式は、当分の間、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

経済産業省

20201221 貿局第1号
輸入注意事項2020第21号
経済産業省貿易経済協力局

「輸入割当証明書の再交付手続について」（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第19号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和2年12月28日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「輸入割当証明書の再交付手続について」等の一部改正について

「輸入割当証明書の再交付手続について」（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第19号）等の一部を次のとおり改正する。

- 1 輸入割当証明書の再交付手続について（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第19号）の一部を次のように改正する。
 - 1（2）中「記名押印又は署名し、」を「申請者の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに」に改める。
 - 2及び4中「貿易審査課農水産室」を「農水産室」に改める。
- 2 法人等の代表権者以外の者が名義人となつて行う輸入関係承認等の申請について（昭和42年2月25日付け輸入注意事項42第6号・輸入取引注意事項42第3号）の一部を次のように改正する。

規定中「輸入関係書類の申請書の記名押印又は署名について」を「輸入関係書類の申請書の申請者について」に、「記名押印又は署名の当事者」を「申請の当事者」に改める。
- 3 特殊事由による貨物の輸入について（昭和55年12月11日付け輸入注意事項55第90号）の一部を次のように改正する。
 - 2（1）中「貿易審査課農水産室」を「農水産室」に改める。別紙1中「申請者名代表者記名押印又は署名」を「申請者氏名又は名称及び

代表者の氏名」に改める。

別紙2中「申請者名記名押印又は署名」を「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

- 4 委託輸入の確認申請手続について（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第20号）の一部を次のように改正する。

1（1）⑤中「申請者名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄に改める。

別紙様式中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

- 5 貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について（昭和55年11月28日付け輸入注意事項55第76号）の一部を次のように改正する。

2（2）中「貿易審査課農水産室」を「農水産室」に、「貿易審査課野生動物貿易審査室」を「野生動物貿易審査室」に改める。

別紙1及び別紙2中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

別紙3中「申請者名記名押印又は署名」を「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

- 6 北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の2号承認申請の前の確認申請について（平成2年6月22日付け2貿局第194号）の一部を次のように改正する。

別紙様式の記入要領（1）中「、押印又は署名の当事者は」を削る。

- 7 中華人民共和国を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の2号承認申請の前の確認申請について（平成3年4月22日付け3貿局第15号）の一部を次のように改正する。

別紙様式1の記入要領（1）及び別紙様式2の記入要領（1）中「、記名押印又は署名の当事者は」を削る。

- 8 次に掲げる規程の別紙様式の記入要領（1）中「、記名押印又は署名の当事者は」を削る。

（1）大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の9の（1）に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入しようとする場合の2号承認申請の前の確認申請について（平成16年12月1日付け平成16・11・22貿局第2号）

（2）輸入公表三の9の（2）に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなみまぐろを輸入しようとする場合の2号承認申請の前の確認申請について（平成17年12月9日付け平成17・12・02貿局第1号）

（3）輸入公表三の8に基づく鯨及びその調製品の輸入に関する水産庁長官の確認について（令和元年6月24日付け輸入注意事項2019第28号）

- 9 火薬類の輸入の承認について（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第7号）の一部を次のように改正する。

別紙様式 2 中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

- 1 0 ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について（平成 19 年 3 月 6 日付け輸入注意事項 19 第 4 号）の一部を次のように改正する。
別紙様式 1 中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に、「氏名又は企業名」を「氏名又は法人名」に改める。
別紙様式 2 から別紙様式 4 まで中「氏名又は企業名代表者名記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
別紙様式 5 中「氏名又は企業名代表者名記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に、「氏名又は企業名」を「氏名又は法人名」に改める。
別紙様式 7 中「申請者名」を「申請者」に、「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- 1 1 機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について（平成 19 年 3 月 7 日付け輸入注意事項 19 第 8 号）の一部を次のように改正する。
別紙様式 3 中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- 1 2 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第 2 条第 3 項に規定する特定物質の輸入の承認について（平成 19 年 3 月 6 日付け輸入注意事項 19 第 9 項）の一部を次のように改正する。
別紙 1 及び別紙 2 中「氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- 1 3 廃棄物の輸入の承認について（平成 19 年 3 月 6 日付け輸入注意事項 19 第 10 号）の一部を次のように改正する。
別紙中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- 1 4 特定有害廃棄物等の輸入の承認について（平成 19 年 3 月 6 日付け輸入注意事項 19 第 11 号）の一部を次のように改正する。
別紙 1 中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- 1 5 台湾を船籍地域とする特定有害廃棄物等の輸入の承認について（平成 19 年 3 月 6 日付け輸入注意事項 19 第 12 号）の一部を次のように改正する。
別紙 1 中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
別紙 2 中「申請者名記名押印又は署名」を「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- 1 6 特定の水銀の輸入承認について（平成 27 年 11 月 11 日付け輸入注意事項 27 第 18 号）の一部を次のように改正する。
別紙様式中「申請者名記名押印又は署名」を「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

17 輸入（承認・割当）申請書（T - 2010）の記載要領及びその取扱い等について（平成10年3月4日付け輸入注意事項10第36号）の一部を次のように改正する。

2中「申請者名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改め、「記名押印又は署名」欄の記名押印又は署名の当事者は、」を削る。

4（2）イ（a）中「し、申請者の割印を押なつ」を削る。

6中「3※銀行等の記載欄」を「3※銀行等又は資金移動業者記載欄」に、「外国為替管理令」を「外国為替令」に、（2）中「銀行等確認印」欄を「銀行等及び資金移動業者確認欄」に、「記載し押印」を「記載」に、「by (A) Bank (B) Bank 印」を「by (A) Bank (B) Bank」に改める。

7（2）イの別表中「貿易審査課農水産室」を「農水産室」に、「貿易審査課野生動植物貿易審査室」を「野生動植物貿易審査室」に改める。

18 特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認について（平成27年1月11日付け輸入注意事項27第19号）の一部を次のように改正する。

別紙様式中「申請者名記名押印又は署名」を「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

19 輸入承認の内容変更について（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第21号）の一部を次のように改正する。

1（1）及び（2）中「貿易審査課農水産室」を「農水産室」に、「貿易審査課野生動植物貿易審査室」を「野生動植物貿易審査室」に改める。

別紙中「申請者名記名押印又は署名」を「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

20 輸入公表三の規定による確認申請書の取扱い及び記載要領等について（昭和56年1月9日付け輸入注意事項56第1号）の一部を次のように改正する。

2（2）中「申請者名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改め、「記名押印又は署名の当事者は」を削る。

21 次に掲げる規程の別紙様式1中「申請者名」を「申請者」に、「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

（1）まぐろ（びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）又はかじき（めかじきを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）を船舶により輸入する場合の確認について（平成30年3月6日付け輸入注意事項30第2号）

（2）冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入する場合の確認について（平成30年3月6日付け輸入注意事項30第3号）

22 次に掲げる規程の別紙様式中「申請者名」を「申請者」に、「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

（1）核燃料物質について講じられる防護措置の確認について（昭和63年11月24日付け輸入注意事項63第39号）

- (2) 治験用の微生物性ワクチン（口蹄疫ワクチンに限る。）の輸入に関する確認について（平成23年9月16日付け輸入注意事項23第32号）
- (3) 輸入公表三の7に基づく貨物（種の保存法に係る国内希少野生動植物種）の輸入に関する確認について（平成6年3月1日付け輸入注意事項6第2号）
- (4) 貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられる臭化メチル（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入に関する確認について（平成7年2月15日付け輸入注意事項7第8号）
- (5) 文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律（平成14年法律第81号）第3条第2項の規定に基づき指定された特定外国文化財（以下「特定外国文化財という。」の輸入に関する確認について）（平成14年11月25日付け輸入注意事項14第51号）
- (6) 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成19年法律32号）第2条第4号に規定する被占領地域流出文化財の輸入に関する確認について（平成19年11月26日付け輸入注意事項19第40号）

23 めろの事前確認制移行について（平成12年4月17日付け輸入注意事項12第27号）

規定中「貿易審査課」を削る。

別紙様式中「申請者名」を「申請者」に、「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

24 めろを輸入する場合の確認について（平成12年4月17日付け輸入注意事項12第28号）の一部を次のように改正する。

3中「貿易審査課」を削る。

別紙様式中「申請者名」を「申請者」に、「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

25 次に掲げる規程の3中「貿易審査課」を削り、別紙様式中「申請者名」を「申請者」に、「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

- (1) 輸入公表三の7に基づく貨物（ワシントン条約に係る特定の原産国等）の輸入に関する確認について（平成15年10月17日付け輸入注意事項15第42号）
- (2) 輸入公表三の7に基づく貨物（ワシントン条約に係る生きている動物）の輸入に関する確認について（平成15年10月17日付け輸入注意事項15第43号）

26 輸入公表三の7に基づく貨物（冷凍のかに）の輸入に関する確認について（平成26年11月11日付け輸入注意事項26第31号）の一部を次のように改正する。

3中「貿易審査課」を削る。

別紙様式1及び別紙様式3中「申請者名」を「申請者」に、「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

別紙様式9中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

27 当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリオール議定書附属書に掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入の確認について（平成11年7月21日付け輸入注意事項11第37号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第1中「申請者名」を「申請者」に、「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

別紙様式第2中「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改め、「印」を削る。

28 試験研究又は分析に用いられる、モントリオール議定書附属書に掲げる物質の輸入の確認について（平成7年11月24日付け輸入注意事項7第70号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第1中「申請者名」を「申請者」に、「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

別紙様式第2中「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改め、「印」を削る。

29 次に掲げる規程の別紙様式3中「輸入者名代表者名（押印又は署名）」を「輸入者氏名又は名称及び代表者の氏名」に、「担当者名（押印又は署名）」を「担当者名」に改める。

(1) 生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入する場合の取扱いについて（平成11年6月28日付け輸入注意事項11第28号）

(2) 生鮮又は冷蔵のみなみまぐろを輸入する場合の取扱いについて（平成12年5月11日付け輸入注意事項12第39号）

(3) 生鮮又は冷蔵のめかじきを輸入する場合の取扱いについて（平成14年12月9日付け輸入注意事項14第60号）

30 輸入公表三の8に掲げる活、生鮮又は冷蔵のかにを輸入する場合の取扱いについて（平成26年11月11日付け輸入注意事項26第33号）の一部を次のように改正する。

別紙様式2中「申請者名」を「申請者」に、「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

31 ウラン及びトリウム（関税率表の番号で第26・12号、第2844・10号及び第2844・30号のうち、燃料加工又は同位体の濃縮に適する組成及び純度を有するものを除く。）の輸入に関する報告書の取扱いについて（平成12年3月30日付け輸入注意事項12第9号）の一部を次のように改正する。

2中「宛て」を削る。

別紙様式中「平成」を削り、「会社名代表者」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

32 輸入承認証の再交付手続きについて（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第22号）の一部を次のように改正する。

1(2)中「記名押印又は署名し、」を「申請者の氏名又は名称及び代表者

の氏名並びに」に改める。

2及び5中「貿易審査課農水産室」を「農水産室」に、「貿易審査課野生動物貿易審査室」を「野生動植物貿易審査室」に改める。

3.3 輸入関係書類の申請書の記名押印又は署名について（昭和42年2月27日付け輸入注意事項42第3号・輸入取引注意事項42第2号）の一部を次のように改正する。

題名を「輸入関係書類の申請書の記名押印又は署名について」を「輸入関係書類の申請書の申請者について」に改める。

規定中「記名押印又は署名について」を「申請者」に、「記名押印又は署名の当事者は」を「申請者は」に、「記名押印又は署名して申請」を「申請」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この規程による改正前の様式は、当分の間、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

経済産業省

20201221貿局第1号
経済産業省貿易経済協力局

「輸入貨物（非自由化品目に限る。）の運送事故等により再輸入する貨物の輸入割当て（平成12年3月31日付け平成12・03・27貿第1号）」等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和2年12月28日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「輸入貨物（非自由化品目に限る。）の運送事故等により再輸入する貨物の輸入割当て」等の一部改正について

「輸入貨物（非自由化品目に限る。）の運送事故等により再輸入する貨物の輸入割当て（平成12年3月31日付け平成12・03・27貿第1号）」等の一部を次のとおり改正する。

- 1 輸入貨物（非自由化品目に限る。）の運送事故等により再輸入する貨物の輸入割当て（平成12年3月31日付け平成12・03・27貿第1号）の一部を次のように改正する。
 - 1（2）中「貿易審査課農水産室」を「農水産室」に改める。
別紙様式（申請理由書）中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- 2 外航船舶用品及び国際線航空機用品の輸入割当て申請資格の確認について（昭和52年9月2日付け52貿第3145号）の一部を次のように改める。
規定中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。
- 3 電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の電子申請に使用する「委任用パスワード」の発行依頼の手続について（お知らせ）（令和2年6月19日付け）の一部を次のように改正する。
 - 3.（1）及び（2）中「及び押印又は署名」を削る。
 - 7.（1）中「及び押印又は署名」を削る。
別紙様式①及び別紙様式②中「依頼者名記名押印又は署名」を「依頼者氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

- 4 (お知らせ) 輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続き等について(平成21年5月21日付け)の一部を次のように改正する。

別紙様式2中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

別紙参考様式中「記名押印又は署名 (Name and signature)」を「氏名又は名称及び代表者の氏名 (Name / Name of the corporation and of its representative)」に、「氏名又は企業名 Name / company」を「氏名又は法人名 Name / Corporation name」に、「(氏名又は企業名) Name / company name」を「(氏名又は法人名) Name / Corporation name」に改める。

- 5 (お知らせ) 輸入貿易管理令に基づく承認を要しないワシントン条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸入許可書の申請手続等について(平成21年5月21日付け)の一部を次のように改める。

別紙様式2中「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に、「氏名又は企業名」を「氏名又は法人名」に改める。

別紙様式3中「氏名又は企業名代表者名記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この規程による改正前の様式は、当分の間、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

経済産業省

20201221 貿局第1号
輸出注意事項2020第43号
輸入注意事項2020第22号
経済産業省貿易経済協力局

輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）第二条の二、輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第二条の四及び貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第七条の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請手続等に係る特例措置について」（令和2年4月30日付け輸出注意事項2020第13号・輸入注意事項2020第6号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和2年12月28日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請手続等に係る特例措置について」の一部改正について

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請手続等に係る特例措置について」（令和2年4月30日付け輸出注意事項2020第13号・輸入注意事項2020第6号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、公布の日から施行する。

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請手続等に係る特例措置について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請手続等に係る特例措置について（令和2年4月30日付け輸出注意事項2020第13号・輸入注意事項2020第6号）

改正後	現 行
(略)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、外国為替及び外国貿易法に基づく申請手続等に係る特例措置を下記のとおり定め、令和2年4月30日から施行する。</p> <p>なお、「新型コロナウイルスの流行に伴う貿易管理上の措置について（令和2年2月14日付け輸出注意事項2020第3号・輸入注意事項2020第1号・関税割当注意事項第3号）」は、令和2年6月21日限りで廃止する。</p>
<p>1 削る</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 押印の取扱い</p> <p>申請手続等に係る書面への押印（代表者印等）が難しい場合には、次に掲げる書類の提出等により、申請手続等における押印を要しないものとする。</p> <p>なお、通常の申請手続等に必要な提出書類については、当該手続を定めるそれぞれの通達を参照のこと。</p> <p>(1) 輸出許可証、輸出承認証、輸入割当証明書、輸入承認証、役務取引許可証、特定記録媒体等輸出許可証又は仲介貿易取引許可証に係る有効期間の延長・内容変更申請</p> <p>①有効期間の延長申請又は内容変更申請に必要な提出書類 ②理由書（様式自由）（注1）</p> <p>(2) 電子申請（NACCS外為法関連業務）に係る申請者届出</p> <p>(イ) 登録の届出書（被委任者の追加に限る。）</p> <p>①追加の届出に必要な提出書類（注2） ②理由書（様式自由）（注1）</p> <p>(ロ) 変更の届出書</p> <p>①変更の届出に必要な提出書類（注2）（注3） ②理由書（様式自由）（注1）</p> <p>(ハ) 廃止の届出書</p> <p>①廃止の届出に必要な提出書類 ②理由書（様式自由）（注1）</p> <p>(3) 輸出管理内部規程に係る届出</p> <p>(イ) 輸出管理内部規程及び輸出者等概要・自己管理チェックリストの届出</p> <p>①届出等に必要な提出書類（注2） ②理由書（様式自由）（注1）</p> <p>(ロ) 輸出管理内部規程の内容変更届及び受理票の記載事項に係る変更届</p>

改正後	現 行
<p><u>1</u> 輸入承認証の有効期間の延長申請について (略)</p> <p><u>2</u> 適用期間 当面の間、<u>上記1</u>の特例措置を適用するものとし、今後の状況に応じて、当該措置の変更又は廃止を行う。</p>	<p>①届出等に必要な提出書類 ②理由書(様式自由)(注1) (注1)「理由書(様式自由)」には、次の内容を記載のこと。 ①新型コロナウイルス感染症拡大の影響により押印が困難である理由 ②申請内容(本理由書を含む)につき、社内における決裁権限を有する者により了承されていること。(決裁権限を有する者及び本申請に係る担当者の氏名、部署、連絡先電話番号を付記すること。) (注2)委任状(上記(2)の(イ)(ロ))、輸出管理内部規程及び輸出者等概要・自己管理チェックリストの届出(上記(3)の(イ))は、後日、押印なしで提出した当該書面に原本証明(「弊社が提出した書面に相違ありません(証明年月日及び代表者の押印)」等)をした書類を速やかに提出のこと。 (注3)登記簿謄本(原本)又は住民票(原本)の提出が困難な場合には、当該届出の事実を確認できるその他の書面による提出を認めますので、後日、当該書類(原本)を速やかに提出のこと。</p> <p><u>2</u> 輸入承認証の有効期間の延長申請について 輸入承認証の有効期間の延長申請において、「延長を必要とすることを立証する書類」の入手が困難な場合には、「延長が必要となった具体的な事情・経緯及び延長を必要とすることを立証する書類の提出が困難であること」の理由を記載した理由書の提出により、当該書類に替えることができるものとする。</p> <p><u>3</u> 適用期間 当面の間、<u>上記1及び2</u>の特例措置を適用するものとし、今後の状況に応じて、当該措置の変更又は廃止を行う。</p>

経 済 産 業 省

20201221貿局第1号
輸出取引注意事項2020第1号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出取引承認等事務取扱要領」（昭和43年6月1日付け輸出取引注意事項43第33号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和2年12月28日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「輸出取引承認等事務取扱要領」の一部改正について

「輸出取引承認等事務取扱要領」（昭和43年6月1日付け輸出取引注意事項43第33号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この規定による改正前の様式は、当分の間、この規定による改正後の様式によるものとみなす。

「輸出取引承認等事務取扱要領」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出取引承認等事務取扱要領」（昭和43年6月1日付け輸出取引注意事項43第33号）

改正後	現 行
<p>1 輸出取引の承認</p> <p>1-1・1-2 [略]</p> <p>1-3 申請書の処理等</p> <p>1-3-1 輸出組合における申請書の処理等</p> <p>(1) 輸出組合は、申請書を受け付けたときは、申請内容と輸出入取引法施行令（昭和30年政令244号。以下「令」という。）第2条第1項第2号の規定に基づき経済産業大臣が指示する承認の基準又は令第2項第1項第4号の規定に基づき告示で定められた承認の基準と照合し、省令別表第1に掲げる照合事務（以下「照合事務」という。）を処理する場合にあっては、別表第1に定める様式による輸出取引承認申請書一覧表（以下「一覧表」という。）2通に所要の記載を行い、別表第2に定める区分に従い経済産業局に提出するものとする。この場合において、輸出組合は、一覧表の「輸出組合の意見」の欄に基準に適合しない旨の記載を行った申請については、当該申請に係る申請書の原本を一覧表に添付して提出する。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>1-3-2 [略]</p> <p>1-4～1-6 [略]</p> <p>2 輸出取引承認申請書の記載方法</p> <p>2-1 「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄</p> <p>(1) 記名の当事者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任された者を含む。）に限ることとし、申請者が法人である場合の記載方法は次のとおりとする。</p> <p>(A) 代表権者が申請する場合</p> <p>(ア) 代表権を有すると認められる名称は、日本法人にあっては次のいずれかとする。</p>	<p>1 輸出取引の承認</p> <p>1-1・1-2 [略]</p> <p>1-3 申請書の処理等</p> <p>1-3-1 輸出組合における申請書の処理等</p> <p>(1) 輸出組合は、申請書を受け付けたときは、申請内容と輸出入取引法施行令（昭和30年政令244号。以下「令」という。）第2条第1項第2号の規定に基づき経済産業大臣が指示する承認の基準又は令第2項第1項第4号の規定に基づき告示で定められた承認の基準と照合し、省令別表第1に掲げる照合事務（以下「照合事務」という。）を処理する場合にあっては、別表第1に定める様式による輸出取引承認申請書一覧表（以下「一覧表」という。）2通に所要の記載を行い、<u>記名押印</u>して、別表第2に定める区分に従い経済産業局に提出するものとする。この場合において、輸出組合は、一覧表の「輸出組合の意見」の欄に基準に適合しない旨の記載を行った申請については、当該申請に係る申請書の原本を一覧表に添付して提出する。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>1-3-2 [略]</p> <p>1-4～1-6 [略]</p> <p>2 輸出取引承認申請書の記載方法</p> <p>2-1 「申請者<u>記名押印又は署名</u>」の欄</p> <p>(1) <u>記名押印又は署名</u>の当事者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任された者を含む。）に限ることとし、申請者が法人である場合の記載方法は次のとおりとする。</p> <p>(A) 代表権者が申請する場合</p> <p>(ア) <u>(a)</u> 代表権を有すると認められる名称は、日本法人にあっては次のいずれかとする。</p>

代表取締役、社長、副社長、専務取締役、常務取締役、支店長、支社長、会長、理事長、副理事長、専務理事、常務理事、代表者
〔(イ)に移動〕

〔(ウ)に移動〕

(イ) 日本法人以外のものにあつては次のいずれかとする。

President, Director, Owner, Manager

その他(ア)に掲げる役職名に相当すると認められる名称

(ウ) その他の名称については、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課（以下「貿易管理課」という。）に照会して確認を求めること。

〔削る〕

(B) 代表権を委任された者が申請する場合

(ア) 〔略〕

(イ) (ア)の場合において、最初の申請のときに2通提出させて1通に受付印を押したものを返却し、以後の同一者名の申請については、そのコピーを添付させても差し支えない。

上記書面は、次のような証明書であれば足りる。

証 明 書

私は、次の者に、私に代わって輸出取引承認の申請に係る一切の行為を行わしめる権限を付していることを証明します。

(役 職 名)	(氏 名)
○ ○	○ ○ ○
年 月 日	

代表取締役、社長、副社長、専務取締役、常務取締役、支店長、支社長、会長、理事長、副理事長、専務理事、常務理事、代表者
(b) 日本法人以外のものにあつては次のいずれかとする。

President, Director, Owner, Manager

その他(a)に掲げる役職名に相当すると認められる名称

(c) その他の名称については、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課（以下「貿易管理課」という。）に照会して確認を求めること。

(イ) 代表権を有すると認められる名称を付してあれば押印については必ずしも登記されている印鑑でなくても差し支えない。

(ウ) (a) 印鑑には、輸出入関係書類申請専用、輸出取引承認申請用等その使用を制限する名称が付してあるものであっても差し支えない。

(b) 押印は、記名者の印だけで足り、必ずしも会社印を併わせ押印させる必要はない。

(エ) (a) 署名の場合には、署名者の肩書及び氏名をタイプ等により記名しなければならない。

(b) ゴム印によるサインは、記名であるから押印を必要とする。

(c) 日本字による署名の場合には、押印を必要とする。

(B) 代表権を委任された者が申請する場合

(ア) 〔略〕

(イ) (ア)の場合において、最初の申請のときに2通提出させて1通に受付印を押したものを返却し、以後の同一署名の申請については、そのコピーを添付させても差し支えない。

上記書面は、次のような証明書であれば足りる。

証 明 書

私は、次の者に、私に代わって輸出取引承認の申請に係る一切の行為を行わしめる権限を付していることを証明します。

(役 職 名)	(氏 名)	(使用印鑑)
○ ○	○ ○ ○	<u>印</u>
年 月 日		

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

(ウ) [略]

(2) 代理申請の場合は、代理関係を証する書面を添付し、申請書には輸出しようとする者の代理である旨を記載する。

(例)

(イ) 〇〇代理

〇〇株式会社

代表取締役 何 某

(ロ) On behalf of (Principal's name)

(Agent's name)

2-2~2-11 [略]

3~9 [略]

別表第1

輸出取引承認申請書一覧表

経済産業大臣 殿

下表の申請について、本組合の意見は、「輸出組合の意見」欄に記入したとおりですから承認又は不承認の処分をお願いします。

年 月 日

輸出組合名
代表者の氏名

[以下略]

別表第2及び別表第3 [略]

別表第4

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇印

(ウ) [略]

(2) 代理申請の場合は、代理関係を証する書面を添付し、申請書には輸出しようとする者の代理である旨を記載して、代表者が記名押印又は署名する。

(例)

(イ) 〇〇代理

〇〇株式会社

代表取締役 何 某印

(ロ) On behalf of (Principal's name)

(Agent's name)

(Signature)

2-2~2-11 [略]

3~9 [略]

別表第1

輸出取引承認申請書一覧表

経済産業大臣 殿

下表の申請について、本組合の意見は、「輸出組合の意見」欄に記入したとおりですから承認又は不承認の処分をお願いします。

年 月 日

輸出組合名
代表者の記名押印

[以下略]

別表第2及び別表第3 [略]

別表第4

輸出入取引法に基づく輸出の承認に関する省令別表第1の品目に
該当しない旨の証明願

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者

氏名又は名称
及び代表者の氏名
住 所

下記品目は、輸出入取引法に基づく輸出の承認に関する省令（昭和30年通商
産業省令第54号）別表第1に掲げる品目に該当しない旨の証明をお願いします。

[以下略]

別表第5 [略]

別表第6

輸出取引内容訂正変更願

経済産業大臣 殿
税関長

原承認番号 _____
承認月日 _____

申請者

氏名又は名称
及び代表者の氏名
住 所

申請年月 _____
電話番号 _____

次の輸出取引承認書の記載要領の訂正又は変更を申請します。

[以下略]

別表第7

輸出入取引法に基づく輸出の承認に関する省令別表第1の品目に
該当しない旨の証明願

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者

記名押印又は署名
住 所

下記品目は、輸出入取引法に基づく輸出の承認に関する省令（昭和30年通商
産業省令第54号）別表第1に掲げる品目に該当しない旨の証明をお願いします。

[以下略]

別表第5 [略]

別表第6

輸出取引内容訂正変更願

経済産業大臣 殿
税関長

原承認番号 _____
承認月日 _____

申請者

記名押印
又は署名
住 所

申請年月 _____
電話番号 _____

次の輸出取引承認書の記載要領の訂正又は変更を申請します。

[以下略]

別表第7

輸出取引内容訂正変更願一覧表

経済産業大臣 殿

下表の訂正変更願について、本組合の意見は、「輸出組合の意見」欄に記入したとおりですから承認又は不承認の処分をお願いします。

年 月 日

輸出組合名
代表者の氏名

[以下略]

別表第8

輸出取引の 承認
承認通知 事務処理報告書

(年 月～ 月分)

輸出組合名
代表者の氏名

輸出取引承認等事務取扱要領6の規定により、輸出取引の承認の事務処理状況について、次のとおり報告します。

[以下略]

別表第9

輸出取引承認の訂正変更等事務処理報告書

(年 月～ 月分)

輸出組合名
代表者の氏名

輸出取引承認等事務取扱要領6の規定により、輸出取引承認の訂正変更等について、次のとおり報告します。

[以下略]

輸出取引内容訂正変更願一覧表

経済産業大臣 殿

下表の訂正変更願について、本組合の意見は、「輸出組合の意見」欄に記入したとおりですから承認又は不承認の処分をお願いします。

年 月 日

輸出組合名
代表者の記名押印

[以下略]

別表第8

輸出取引の 承認
承認通知 事務処理報告書

(年 月～ 月分)

輸出組合名
代表者の記名押印

輸出取引承認等事務取扱要領6の規定により、輸出取引の承認の事務処理状況について、次のとおり報告します。

[以下略]

別表第9

輸出取引承認の訂正変更等事務処理報告書

(年 月～ 月分)

輸出組合名
代表者の記名押印

輸出取引承認等事務取扱要領6の規定により、輸出取引承認の訂正変更等について、次のとおり報告します。

[以下略]

別表第10

年 月 日

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長 殿
輸出組合名
代表者の氏名

輸出取引承認済申請書の無効公告依頼について

上記の件について、下記内容の輸出取引承認済申請書を紛失した旨届け出があり、再発行の申請があったので、無効公告について掲載方お願いします。
[以下略]

別表第11 [略]

別表第12

経済産業省令の遵守状況又は効果についての調査報告書

経済産業大臣 殿

年 月 日

輸出組合名
代表者の氏名

輸出取引承認等事務取扱要領5の規定により、省令の遵守状況又は効果について、次のとおり報告します。
[以下略]

別表第10

年 月 日

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長 殿
輸出組合名
代表者の記名押印

輸出取引承認済申請書の無効公告依頼について

上記の件について、下記内容の輸出取引承認済申請書を紛失した旨届け出があり、再発行の申請があったので、無効公告について掲載方お願いします。
[以下略]

別表第11 [略]

別表第12

経済産業省令の遵守状況又は効果についての調査報告書

経済産業大臣 殿

年 月 日

輸出組合名
代表者の記名押印

輸出取引承認等事務取扱要領5の規定により、省令の遵守状況又は効果について、次のとおり報告します。
[以下略]

備考 表中の[]の記載は注記である。